

提案にあたっての留意事項

長野県県民文化部県民協働課

提案にあたっては、以下の事項についてご了承頂いたものとみなしますので、提案者の責任のもと必ずご確認ください。

1. 個人からの提案は受け付けません。
2. 提案内容が次に該当する場合は、提案を受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。
 - (1) テーマに該当しないもの
 - (2) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
 - (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
 - (4) 現金給付を事業内容とするもの
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) 提案者の要件を満たさない団体等が提案したもの
 - (7) 県が定める提案方法によらずに提案されたもの
 - (8) 県の施策として既に存在していると認められるもの（単に既存予算を拡大するもの）
 - (9) 抽象的なアイデアで、実現可能性が低いと認められるもの
 - (10) その他、県が関係する事業としてふさわしくないもの
3. 提案内容や調整の結果により、上記の事実が判明した場合又はその他の諸事情により、今後提案者との対話・調整を行わないこともあります。必ずしもいただいた全ての提案について担当部署と対話及び実現に向けた検討を約束するものではありません。
4. 提案内容が類似していたり、複数の提案内容を一緒に検討した方がより効果が見込めると判断した場合は、提案者との協議により、関係する提案者と共に事業構築を行う場合があります。
5. 提案に関する庁内・庁外の関係者との調整には時間がかかる場合があります。
6. 提案は、提案者から県への契約の申込みとして扱うものでなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、県が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
7. 提案の成立・不成立に関わらず、県は提案及び対話・調整に係る一切のコスト（企画や打合せ等に係る人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
8. 提案は、県ホームページ等に、提案者・提案タイトル・具体的内容等について公表する場合があります。提案実現後は、県の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。公表を望まない場合は提案時の特記事項に記載いただくか、県の担当課までご相談ください。
9. 提案内容（提案書及びその資料など）は、実現に向けた調整を行うために、必要な範囲で県の関係部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は提案時の特記事項に記載いただくか、県の担当課までご相談ください。
10. 対話の結果、法令及び県の契約上のルール等により、事業実施に向けて公募等の手続きが必要になる場合があります。その際、県が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成することがあります。ただし公募の際には事前に協議を行い、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報について確認し、利用について協議・配慮させていただきます。
11. 提案後の対話及び事業の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、提案者において生じた秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、県に故意または重大な過失がある場合を除き、県は一切の責任を負いません。
12. 本制度において提案されたものに係る権利は、全て県に帰属するものとします。なお、権利の帰属について疑義が生じた場合は、提案者と県とで協議するものとします。